

岩手県監査委員告示第6号

監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第37号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県公安委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年1月15日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 佐々木 大和
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 監査対象機関名 岩手県警察本部
- 2 監査実施日
(1) 予備監査実施日 平成24年8月21日及び同月22日
(2) 本監査実施日 平成24年9月11日
- 3 監査結果の公表の日 平成24年11月6日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
需用費の支出に当たり、納品確認後相当期間経過してから支出しているものが15件、379,196円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	需用費の支出については、支出原因の発生から支払完了に至るまでの一連の会計事務手続の確認を強化し、適正な事務の執行に努めることとした。